

事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件（案）に関する意見
募集の結果について

令和3年12月28日
厚生労働省労働基準局
安全衛生部衛生課

標記案について、令和3年11月10日から令和3年12月9日までの間、ホームページを通じて国民の皆様から御意見を募集したところ、合計5件の御意見を頂きました。（なお、今回の案件の内容とは直接関係しない御意見を2件承っております。）

お寄せいただいた御意見3件の要旨と当該御意見に対する厚生労働省の考え方は以下のとおりです。御意見をお寄せいただいた方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

今後とも厚生労働行政の推進に御協力下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の要旨	御意見に対する考え方
医療保険者が定期健康診断に関する記録の写しの提供を事業者を求める場合、本人の同意が不要になるとのことだが、医療保険者が悪用（他に横流しする等）するリスクはないのか。	医療保険者は、事業者から提供を受けた健康診断結果について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定（※）に基づき適正に取り扱う義務があります。 また、個人情報保護委員会は、同法第40条から第42条に基づき、医療保険者を含む個人情報取扱い業者に対して、立入検査の実施や指導及び是正のために必要な措置をとるよう命令すること等が可能（当該命令に従わない場合は罰則あり）となっており、こうした規定により、個人情報の適切な取扱いの担保が図られています。 （※） 個人情報の目的外の取扱いの制限、安全管理措置、従業者や委託先の監督、第三者提供の制限等。
定期健康診断の情報は重大な個人情報であるため、事業者が当該情報を本人の同意なく医療保険等の第三者に提供すべきではない。	健康保険法（大正11年法律第70号）等の一部が改正され、令和4年1月1日より、医療保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときは、事業者に対して40歳未満の労働者の健診情報の提供を求めることができることとされています。 また、医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者は当該記録の写しを医療保険者に提供しな

	<p>ければならないこととされています。</p> <p>今回の本指針の改正にかかわらず、健康保険法等に基づく健康診断結果の提供は、個人情報の保護に関する法律第 23 条第 1 項第 1 号に規定する「法令に基づく場合」に該当するため、第三者提供に係る本人の同意は不要となります。</p>
<p>医療保険者から定期健康診断に関する記録の写しの提供の求めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供する場合において、第三者提供に係る本人の同意が不要となる場合においても、通知は実施すべきである。</p>	<p>医療保険者は、定期健康診断に関する記録の写しを取得した場合は、個人情報の保護に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表することとされています。</p>